

第 1 1 章 その他の公害防止事業

第 1 節 公害防止協定

公害防止に取り組む施策の一環として、法律や条例による規制とは別に、本市と企業との間で公害防止協定を締結している。

公害防止協定に基づき立入り調査を行った協定工場においては、いずれも許容値を下回っていた。
[関係資料（協定）－1～（協定）－11]

□ 公害防止協定締結状況

番号	工 場 名	締結年月日	番号	工 場 名	締結年月日
1	サンエツ金属(株)砺波工場	昭和46. 8. 31	12	(株)コートせいでん	昭和47. 11. 10
2	中越パルプ工業(株)高岡工場	昭和47. 3. 6	13	福岡金属工業団地	昭和47. 12. 1
3	中越パルプ工業(株)生産本部二塚製造部	昭和48. 5. 14	14	ヤマダアルミ建材(株)	昭和48. 5. 4
4	三協立山(株)佐加野工場	昭和48. 9. 13	15	(株)北陸ヨシナカ富山工場	昭和49. 3. 30
5	アステラス製薬(株)高岡工場	昭和49. 9. 11	16	光 陽 製 器 (株)	昭和49. 6. 18
6	戸出着色処理協同組合	令和 6. 4. 1	17	福岡フレーム工業(株)	昭和49. 7. 13
7	東亜合成(株)高岡工場	平成12. 7. 7	18	ヤヨイ化学工業(株)	昭和49. 7. 13
8	日本曹達(株)高岡工場	平成12. 7. 7	19	(株)小田原製作所	昭和51. 11. 25
9	日本ゼオン(株)高岡工場	平成12. 7. 7	20	鉄 道 機 器 (株)	昭和56. 8. 4
10	協和ファーマケミカル(株)	平成12. 7. 7	21	三 協 化 成 (株)	平成元. 7. 12
11	三協立山(株)福岡工場	昭和47. 5. 1	22	(有) 技 建 工 業	平成 7. 8. 1

第 2 節 事前協議

本市では、公害の未然防止の一つの方法として、工場・事業場を新設又は増設しようとする事業者に対して、当該工場等が公害の発生するおそれのある場合には、事前に公害防止計画書の提出を求め、協議するよう指導している。

また、工場・事業場の新增設に伴う建築確認申請書及び開発行為許可申請書の提出に際して、事前に施主及び設計者に公害防止の方法等について指導している。

第 3 節 公害パトロール

環境保全及び公害の未然防止のため、工場・事業場の監視パトロールを実施している。

令和 6 年度は120事業所、延べ202回パトロールを実施した。

[関係資料（協定）－12]

第 1 2 章 環境のまちづくり

第 1 節 環境基本条例

高岡の特性を活かし、快適で恵み豊かな環境の保全及び創造に関する施策を進めるための基本的な考え方などを示す「高岡市環境基本条例」を平成21年3月に制定した。

1 基本理念

- (1) 快適で恵み豊かな環境の恩恵を享受し、将来の世代に引き継いでいく。
- (2) 人と自然が共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会をみんなで創る。
- (3) 地球環境保全を積極的に推進する。

2 基本方針

- (1) 大気、水、土壌などを良好な状態に保持すること。
例 公害の防止、下水道や廃棄物処理施設の整備
- (2) 人と自然とのふれあいを図り、森林、緑地、水辺地などの自然環境を保全すること。
例 公園・緑地などの整備、自然とふれあいができる施設の整備
- (3) 水や緑に親しむ生活空間の創出、良好な都市景観の形成、歴史・文化的資産の保全と活用などを図り、うるおいと安らぎのある快適な環境を創造すること。
例 緑化活動や環境美化活動への参加、良好な景観の保持や創出、歴史・文化的資産に親しむ。
- (4) 資源・エネルギーの消費抑制と循環・効率的な利用、廃棄物の発生抑制などを推進することにより、温室効果ガスの排出を抑制すること。
例 日常の節電、省エネ機器・設備の導入、公共交通機関の利用、廃棄物の発生抑制
再生資源の回収活動

3 市、事業者、市民などの役割

- (1) 市の役割
地域の自然・社会条件に応じた施策の策定・実施
- (2) 事業者の役割
公害の防止、廃棄物の発生抑制、自然環境の保全のための措置
事業活動における環境への負荷の低減
市の環境施策への協力
- (3) 市民・滞在者の役割
日常生活における環境への負荷の低減
旅行者等による環境への負荷の低減
市の環境施策への協力

4 環境基本計画

環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画の策定

5 基本的施策の推進

市・事業者・市民等が、基本方針に基づく施策を積極的に推進

6 環境審議会

環境の保全及び創造に関する基本的事項の調査・審議

第2節 環境基本計画（第2次）

本市では、高岡市環境基本条例で掲げる基本理念のもと、平成30年3月に高岡市環境基本計画（第2次）を策定し、環境に関する施策や事業を推進している。

1 計画の期間

2018（平成30）年度から2027（令和9）年度の10年間とする。ただし、今後の環境に関する課題や経済社会状況の変化などに適切に対応するため、必要に応じて見直しを行う。

2 計画の目標

【環境都市像】「健やかで 美しく 豊かな環境共生のまち」

- 【環境目標】
- (1)安全で健康的に暮らせる生活環境のまち（生活環境）
 - (2)環境への負荷の少ないエコライフスタイルのまち（地球環境）
 - (3)自然や歴史・文化を守り育てていくまち（歴史的・文化的快適環境）
 - (4)自然の恵みと共生するまち（自然環境）
 - (5)環境に高い関心を持ち自ら行動するまち（環境教育）

3 施策の展開

- (1)安全で健康的に暮らせる生活環境のまち（生活環境）

【基本方針】

○各主体が事業活動や日常生活から発生する環境負荷を抑制し、化学物質汚染等による公害から健康・生活を確保する。

【施策の方向】

- 1)安全で健康的に暮らせる生活環境の確保
 - ①大気環境の保全
 - ②水環境の保全
 - ③水資源・土壌環境・地盤環境の保全
 - ④騒音・振動の防止
 - ⑤有害化学物質対策の推進

(2)環境への負荷の少ないエコライフスタイルのまち（地球環境）

【基本方針】

- 省エネルギー化や環境にやさしいエネルギー等を活用し、環境への負荷の少ないエコライフスタイルが定着した低炭素型社会の形成を図る。
- 資源効率化や3 R等により天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の形成を図る。

【施策の方向】

- 1)低炭素型まちづくりの推進
 - ①省エネルギー化の促進
 - ②再生可能エネルギーの導入や環境にやさしいエネルギーの利活用の推進
 - ③地球温暖化防止に向けた市民生活や事業活動の推進
 - ④地域から取り組む森林保護対策の推進
- 2)循環型まちづくりの推進
 - ①資源効率化・3 Rの推進
 - ②食品ロス・食品廃棄物対策の市民運動の推進
 - ③廃棄物エネルギーの有効利用
 - ④廃棄物適正処理の推進

(3)自然や歴史・文化を守り育てていくまち（歴史的・文化的快適環境）

【基本方針】

- 四季折々の花と緑が満ちあふれた快適な自然空間や美しい都市景観の形成、美しいまちづくりなど、まちの快適性の向上を図る。
- 歴史・文化資産や環境にやさしい交通を活かし、来訪者にとっても歩いて楽しい地域環境づくりを図る。

【施策の方向】

- 1)花と緑のまちの創造
 - ①公園などの緑空間の充実
 - ②市民による身近な花と緑の確保
 - ③親水空間の創造と活用
- 2)歩いて楽しい魅力あるまちづくりの推進
 - ①快適に移動できるまちづくり
 - ②歴史、文化資産、町人文化を活かしたまちづくり
 - ③観光資源を活用したまちづくり
- 3)美しいまちづくり
 - ①美しいまちづくり市民総ぐるみ運動の推進
 - ②美しい都市景観の形成の推進

(4) 自然の恵みと共生するまち（自然環境）

【基本方針】

○森里川海のつながりを確保し、豊かな自然環境の保全と自然の恵みの持続的な活用を図る。

【施策の方向】

- 1) 生物多様性の確保など貴重な自然の保全
 - ① 貴重な動物・植物・生態系の保全
 - ② 貴重な地形地質の保全
- 2) 自然とのふれあいの推進
- 3) 森林や農地などの保全・活用
 - ① 地域の特性に応じた森づくり
 - ② 森林資源を有効に活用できる森づくり
 - ③ 市民参加による森づくり
 - ④ 環境を育む農地の保全
 - ⑤ 漁場環境の保全

(5) 環境に高い関心を持ち自ら行動するまち（環境教育）

【基本方針】

○環境に関する啓発・環境学習、CSR（企業の社会的責任）活動等を充実させ、各主体の自発的な環境行動の活性化を図る。

【施策の方向】

- 1) 行政・市民・事業者の自主的な活動の推進
- 2) 環境学習の機会の提供促進
- 3) 環境情報の提供

4 分野横断的な施策の推進

「分野横断的」な施策の枠組みを設定し、人づくりの観点に重点を置くとともに、小さな取組みからより大きなエコライフムーブメント（運動）へ発展する施策を推進する。

(1) 低炭素社会の形成 -身近な取組みから築く低炭素社会-

低炭素型の製品、サービス、ライフスタイル等、温暖化対策に資する「賢い選択」を促す運動のより一層の展開を図る。

【主な取組み】

- ・住まいからライフスタイルを変える運動
- ・ライフステージに合わせた環境意識の醸成

(2) 循環型社会の形成 -もったいないの心で築く循環型社会-

「もったいない」の考えを再認識し、3Rの推進等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される取組みを促進する。

【主な取組み】

- ・食べ物からライフスタイルを変える運動
- ・まちの資源を再認識しライフスタイルを変える運動

(3) 共生型社会の形成 -歴史・文化・自然環境と共生する社会-

森里川海の恵みである「良好な環境」、歴史的・文化的資源や公共交通を軸とした「歩いて楽しい魅力的なまち」などの地域資源について、その質の向上を図る。

【主な取組み】

- ・圏域をつなぐ豊かな水循環形成の推進
- ・圏域をつなぐ環境にやさしい交通の推進

第 13 章 環境(公害)行政の体制

第 1 節 行政機構

戦後の高度経済成長時代に我国の産業経済活動は急激に拡大した。その過程において自然環境及び生活環境の悪化がもたらされ、大きな社会問題となった。

本市では、このような社会情勢のなかで市民を公害から守るため、昭和39年、経済部工業振興課に公害係を設置し、その後の組織機構の見直しを経て現在に至っている。

1 環境行政の沿革

昭和39年10月	経済部工業振興課に公害係を設置
昭和41年 7月	高岡市公害対策委員会を設置
昭和42年 4月	総合企画部企画課へ移管
7月	高岡市公害防止施設整備資金利子補給制度を発足
昭和43年 5月	高岡市大気汚染健康障害者医療審議会を設置
7月	高岡市公害対策委員会を高岡市公害対策審議会に改称
昭和45年 4月	企画課公害係を独立、衛生部公害課を設置、機構の強化と体制の整備
9月	高岡市議会公害対策特別委員会を設置
昭和46年 3月	高岡市公害防止条例を制定
昭和47年10月	衛生部を環境衛生部に改称
昭和47年11月	市独自の大気汚染常時観測局（波岡局）を高岡母子寮屋上に設置
昭和48年 7月	高岡地区公害センター組合設立（高岡市、氷見市、小矢部市、福岡町の3市1町）
昭和49年 4月	高岡地区公害センター分析業務開始
昭和51年 1月	大気汚染常時観測局（能町局）を能町小学校屋上に設置
昭和52年11月	大気汚染中央監視局を市庁舎に設置 大気汚染テレメーターシステム運用開始
昭和53年10月	高岡市大気汚染常時観測局（二塚局）を高岡消防団第12分団屯所屋上に設置
11月	高岡市大気汚染常時観測局（立野局）を五位中学校屋上に設置
昭和55年 4月	環境衛生部公害課を生活環境部公害対策課に改称
5月	市庁舎移転とともに大気汚染中央監視局を移転
昭和57年 9月	高岡市大気汚染常時観測局（波岡局）を高岡西部中学校屋上に移転
昭和60年 6月	高岡市議会公害対策特別委員会を廃止
昭和61年 3月	清水町水道公園に観測井戸（第1号）を設置

昭和61年 4月	公害対策課を環境保全課に改称
8月	成美小学校敷地内に観測井戸（第2号）を設置
昭和62年 9月	駅南1号公園内に観測井戸（第3号）を設置
昭和63年 4月	高岡市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を制定
平成 2年 9月	横田小学校敷地内に観測井戸（第4号）を設置
平成 3年10月	五位中学校敷地内に観測井戸（第5号）を設置
平成 4年10月	富山県大気汚染常時観測局適正配置計画により立野局を廃止
10月	佐野公民館敷地内に観測井戸（第6号）を設置
平成 5年 2月	大気汚染テレメーターシステムの県内のネットワーク化
2月	高岡地区公害センター組合を高岡地区広域圏事務組合公害センターに改組
平成 5年 4月	富山県大気汚染常時観測局適正配置計画により二塚局を廃止
平成10年 9月	大気汚染常時観測局（能町局）を能町小学校校庭に移設（地上局化）
平成11年 8月	大気汚染常時観測局（波岡局）を高岡西部中学校校庭に移設（ 〃 ）
平成12年10月	地球温暖化防止高岡市役所実行計画を策定
平成14年 2月	高岡市環境サービス課職員棟屋上に出力10kWの太陽光発電システムを設置
平成15年 2月	高岡市役所本庁舎を対象として環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を取得
平成15年 3月	戸出西部小学校敷地内に観測井戸（第7号）を設置
平成17年 4月	環境保全課を地域安全課（環境政策室）に改称
平成18年 2月	高岡市役所本庁舎を対象として環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証の更新
平成18年 2月	地球温暖化防止高岡市役所実行計画Ⅱを策定
平成20年 3月	高岡市役所本庁舎及び福岡庁舎を対象として、高岡市独自の環境マネジメントマニュアルを策定
3月	環境行政の方向性を示す「環境指針」を策定
平成21年 3月	高岡市環境基本条例を制定
平成21年10月	高岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金要綱制定
平成22年 3月	高岡市環境基本計画を策定
3月	本庁舎駐車場内に電気自動車急速充電器設置
	本庁舎玄関前カーポート及び福岡庁舎屋上の2か所に太陽光発電システムを設置
3月	大気汚染常時観測局（戸出局）を戸出中学校校庭に移設（地上局化）
8月	電気自動車の導入
平成23年 8月	電気自動車の導入（2台目）
平成24年 3月	地球温暖化防止高岡市役所実行計画Ⅲを策定

平成24年 9月	環境騒音の面的評価の開始
平成25年 3月	PM2.5の注意喚起実施体制の開始
平成26年10月	高岡広域エコ・クリーンセンターの完成に伴い、公害センターが高岡広域エコ・クリーンセンター内へ移転し、環境分析センターへ改名
平成27年 3月	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定を見直し
平成27年 9月	生活環境部を市民生活部に改称
平成27年12月	中田コミュニティセンターに太陽光発電・蓄電システムが設置され、高岡市内3コミュニティセンター全てに太陽光発電・蓄電システム設置完了
平成28年 5月	G7 富山環境大臣会合開催
平成28年12月	戸出消防署、福岡消防署に太陽光発電・蓄電システムを設置
平成29年 2月	野村小学校に太陽光発電・蓄電システムを設置
平成29年 3月	地球温暖化防止高岡市役所実行計画Ⅳを策定
平成30年 3月	高岡市環境基本計画（第2次）を策定
平成30年 3月	COOL CHOICE 加入
平成30年 7月	成美小学校敷地内の観測井戸（第2号）をオンライン化
平成31年 4月	富山県大気汚染常時観測局適正配置計画により本丸、戸出局を廃止
令和 3年 4月	環境分析センターの組織改編（分析業務の委託化）
令和 4年 4月	市民生活部を生活環境文化部に改称。地域安全課（環境政策室）と環境サービス課を統合し、環境政策課を設置
令和 5年 2月	日産自動車株式会社と「電気自動車を活用した脱炭素化実現とSDGs達成に向けた連携協定」を締結
令和 5年 3月	高岡市地球温暖化対策実行計画を策定
令和 5年11月	高岡市が国の脱炭素先行地域（第4回）に選定
令和 5年12月	ゼロカーボンシティ宣言（2050年二酸化炭素実質排出量ゼロを表明）
令和 7年 4月	環境政策課から脱炭素部門を分離し、脱炭素推進課を設置

2 機 構 （環境政策課関係 令和7年4月1日 現在）

生活環境文化部・部長 1

生活環境文化部・次長・環境政策課長 1

環境政策課

（業 務

（企 画

（環 境 保 全

脱炭素推進課・課長 1、係長 1、副主幹（兼）2、主任 1、主事 1
係長 1、主任 2、主任業務指導員 3、主任業務士（兼）運転手20

係長 1、主任 2、主任（兼）1、主事 2

係長 1、主任 1、主事 1、主任業務指導員 1

第2節 環境審議会

平成21年3月に制定した高岡市環境基本条例に基づき公害対策審議会を環境審議会に改組した。

□ 高岡市環境審議会の構成

令和7年4月1日 現在

区 分	委 員
知識経験者 (8名)	富山大学芸術文化学部芸術文化学科教授 富山県立大学工学部環境・社会基盤工学科准教授 高岡商工会議所観光・サービス業部会部会長 高岡市農業協同組合女性部部長 高岡市環境保健衛生協会会長 富山県地球温暖化防止活動推進員 地域女性ネット高岡会長 高岡市立能町小学校校長
行政機関職員 (3名)	富山地方気象台次長 富山県高岡厚生センター次長・衛生課長 富山県生活環境文化部環境政策課参事・課長